

船舶事故調査報告書

令和2年2月26日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

| | |
|---|---|
| 事故種類 | 乗組員負傷 |
| 発生日時 | 平成30年6月20日 06時19分ごろ |
| 発生場所 | 北海道えりも町襟裳岬南西方沖 襟裳岬灯台から真方位239° 13.3海里（M）付近 （概位 北緯41° 48.7′ 東経142° 59.3′） |
| 事故の概要 | 漁船第三十五潤宝丸は、つぶ籠漁の操業中、甲板員Aが負傷した。 |
| 事故調査の経過 | 平成30年7月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | 漁船 第三十五潤宝丸、9.7トン HK2-21547（漁船登録番号）、個人所有 15.08m（Lr）×3.30m×0.97m、軽合金 ディーゼル機関、540kW、平成16年2月19日 第200-36442号（船舶検査済票の番号） |
| 乗組員等に関する情報 | 船長 男性 39歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成14年5月17日 免許証交付日 平成29年3月24日 （令和4年5月16日まで有効） 甲板員A 男性 47歳 |
| 死傷者等 | 重傷 1人（甲板員A） |
| 損傷 | なし |
| 気象・海象 | 気象：天気 曇り、風向 北東、風速 約7～8m/s、視界 良好 海象：波高 約1.0m |
| 事故の経過 | 本船は、船長、甲板員A及び別の甲板員（以下「甲板員B」という。）ほか1人が乗り組み、平成30年6月20日01時00分ごろえりも町笛舞漁港を出港し、襟裳岬南西方沖の漁場に向かい、02時00分ごろ同漁場に到着し、前日から入れていたつぶ籠漁の漁具を引き揚げ、つぶの選別などを行った後、餌を籠に入れて漁具の投入を開始した。 本船は、船長が操舵室で操船及び作業の指揮をとり、約7～8ノッ |

| | |
|--------|---|
| | <p>トの対地速力で北北西進しながら、右舷前部甲板上から錨を海中に投入し、続いて瀬縄を投入する前、船長が、甲板員Aに同甲板にあるいけずに酸素を供給するよう指示した。</p> <p>甲板員Aは、06時18分ごろ、瀬縄を順次投入していた際、前屈みの姿勢になって置いていた漁具に半分もたれ掛かるようにして右手でホースが巻いてある金具を掴み、右足が浮いた状態で覗き込むようにして左手で操舵室の右舷外板の低い位置にある酸素の供給弁を開く操作を始めた。</p> <p>甲板員Bは、甲板員Aが姿勢を崩して右足を着こうとした際、前部甲板上にあった瀬縄を収納した箱に甲板員Aの右足が入り、瀬縄が絡まっているのを見たので、船長に向けて大声で叫んだ。</p> <p>甲板員Aは、瀬縄が右足に絡まっているのを確認し、瀬縄から右足を抜こうとしたが、右足に絡まった瀬縄に、締め付けられたので、操舵室に向かって叫んだ。</p> <p>船長は、甲板員A及び甲板員Bの叫び声に気付いて主機のクラッチレバーを中立にし、本船の行きあしを止めようとして主機を後進とした。</p> <p>甲板員Aは、瀬縄に引っ張られ、海中に落水しそうになり、操舵室外板の手すりに掴まっていたところ、06時19分ごろ長靴が飛ぶのを見たと同時に甲板上に倒れ、右足が切断されたのを認めた。</p> <p>甲板員B及びもう一人の甲板員は、甲板員Aを後部甲板に運んで大腿部をロープで縛り止血の措置を施した。</p> <p>船長は、本事故の発生を所属する漁業協同組合担当者に連絡し、また、地元の消防署に止血に関する方法を聞き、甲板員Bに止血を指示し、甲板員Bから甲板員Aの右足からの出血が止まったことの報告を受けた。</p> <p>本船は、07時40分ごろえりも町えりも港に入った。</p> <p>甲板員Aは、漁業協同組合担当者が要請した救急車にて地元の診療所に搬送され、その後、北海道帯広市内の病院に移送されて右足関節外傷性切断と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p> |
| その他の事項 | <p>本船は、つぶ籠漁の漁具が、直径約30mm、長さ約1Mの桁縄に餌を入れた重さ約3～4kgの籠を200個連ね、桁縄の両端につながれた錨綱に重さ約25kgの鉄製の錨が、直径約25mmの瀬縄により浮標につながれていた。(図1参照)</p> |

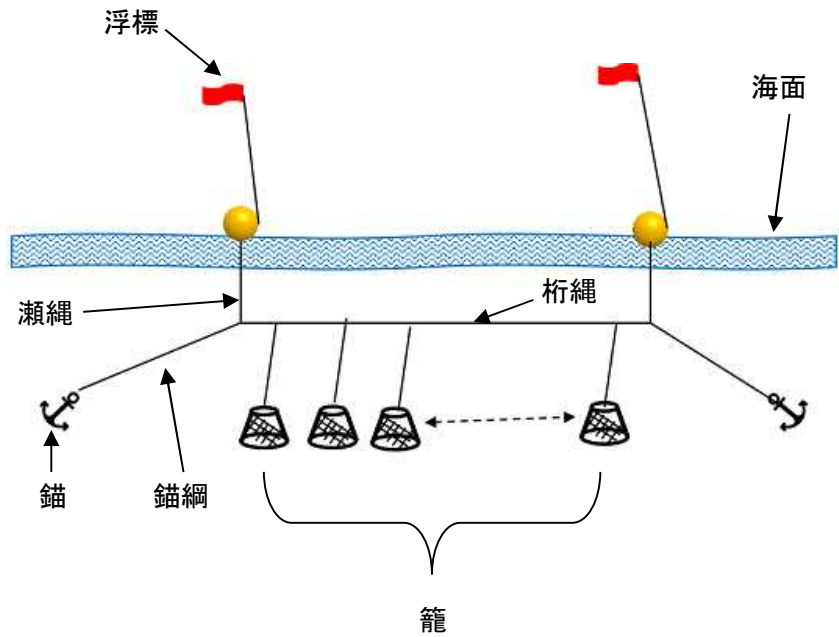


図1 本事故当時のつぶ籠漁の漁具の状況

船長及び甲板員Aは、本船において、つぶ籠漁に約15年間及び約2年間、それぞれ従事していた。

甲板員Aは、本事故当時、カップの上下、ゴム長靴等を着用していた。

船長は、出漁前に揚網機に巻き込まれないようにすること及びつぶ籠漁の漁具を投入する際には身の回りに注意するよう指示していた。

分析

乗組員等の関与
船体・機関等の関与
気象・海象等の関与
判明した事項の解析

不明
なし
なし

本船は、襟裳岬南西方沖でつぶ籠漁の操業中、約7～8ノットの対地速力で北北西進しながら、右舷前部甲板上から錨を海中に投入し、続いて瀬縄を順次投入していた際、甲板員Aが、酸素の供給弁を操作していたところ、瀬縄を収納した箱に右足が入ったことから、右足首付近に瀬縄が絡まり、締め付けられて負傷したものと考えられる。

原因

本事故は、本船が、襟裳岬南西方沖でつぶ籠漁の操業中、約7～8ノットの対地速力で北北西進しながら、右舷前部甲板上から錨を海中に投入し、続いて瀬縄を順次投入していた際、甲板員Aが、酸素の供給弁を操作していたところ、瀬縄を収納した箱に右足が入ったため、右足首付近に瀬縄が絡まり、締め付けられたことにより発生したものと考えられる。

再発防止策

今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- ・ 操業する者は、自身の身体に危険が及ばないように注意を払い、

| | |
|--|--|
| | <p>瀬縄を収納している箱に足を入れないこと。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 操業中は、従事する者が、それぞれお互いを監視しながら危険が予想される場合には声掛けを行うこと。・ 船長は、操業状況に注意を払い、危険を感じたときはすぐに減速するなどの措置をとること。 |
|--|--|

付図1 事故発生場所概略図

